

Press Release

平成23年2月25日

(照会先)

記録問題対策部

記録問題対策部長 伊原 和人

グループ長 小崎 正二

(電話直通 03-6892-0754)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

「ねんきんネット」サービスが始まります。

平成23年2月28日から年金加入者や受給者の方が、いつでもご自身の年金加入記録をインターネットで確認することができる「ねんきんネット」サービスが始まります。ぜひともご利用ください。

1. 「ねんきんネット」サービスの主なポイント

① いつでも、最新の年金記録が確認できます!

24時間いつでも、「ねんきん定期便」よりも新しい年金記録を確認できます。今後 「ねんきん定期便」をインターネットでお受け取りいただくことも検討しています。

② 記録の「もれ」や「誤り」の発見が容易になります!

年金に加入されていない期間、標準報酬額の大きな変動など、ご確認いただきたい記録が、わかりやすく表示されています。

③ 「私の履歴整理表」で記録の確認が容易になります!

画面の指示に従って、「私の履歴整理表」がご自宅で簡単に作成でき、年金記録の確認 に役立ちます。

④ 将来の年金額が試算できます!

「年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額は」といった知りたい情報をご自宅 でご覧になれるような機能を平成23年秋以降どんどん追加していく予定です。

2. 「ねんきんネット」サービスの事業概要(画面イメージ)やご利用方法など

- 本サービスの事業概要や画面イメージ(別紙1)
- ② 本サービスのご利用登録(ユーザ I D・パスワードの発行申込み)方法(別紙2)
 - ※ 平成23年4月以降は、平成23年度送付の「ねんきん定期便」に記載されたアクセスキーを利用すれば、即時でユーザ I D・パスワードが発行されます。
- ③ 本サービスによる年金記録の見方(別紙3)
- ④ ご自宅でインターネットがご利用できない方は、お近くの年金事務所はもとより、一部の市区町村や一部の郵便局(別紙4)でも年金記録をご確認いただけます。なお、その際は、本人確認書類(運転免許証等)や基礎年金番号を確認できる書類(年金手帳・年金証書等)をお持ちください。

1. 「ねんきんネット」とは

記録(加入履歴や保険料納付額、年金見込額の試算等)を確認できるようにする。また、年金記録の提供を行うサービスを市区町村で実施するとともに、郵便局でも試行的に実施予定。

《現在実施している年金個人情報提供サービス》

- ご自宅のパソコンからインターネットを通じていつでも年金記録が確認できるサービス。
- ・年金記録は毎月更新しており、加入履歴、国民年金の保険料納付状況、厚生年金の標準報酬月額などを確認 することが可能。
- ※インターネットバンキング等で用いられているID・パスワード認証方式を活用することにより、平成18年3月から被保険者向けに、 また、平成21年3月から年金受給者向けにサービスを実施。

《ねんきんネットで新たに実施する内容》

【平成23年2月28日~】

- 申し込みはご自宅からインターネットで。ID・パスワードが5日程度でお手元に。(現在の所要期間は約2週間)
- 本年 4月からは「ねんきん定期便」等で通知するアクセスキーを送付。(IDパスワードの即時発行を実現)
- 「ねんきん定期便」でお知らせしている、将来受けとる年金見込額を表示。
- ご自宅でインターネットがご利用できない方のために、年金記録の提供サービスを市区町村で実施する(※)とともに、一部の郵便局でも試行的に実施予定。
 - ※ 現在、約500市区町村からご協力いただけるとの回答を得ている。(このうち、約150市区町村から、平成23年2月末からご協力いただけるとの回答を得ている。)

【平成23年秋~】

- ご本人が指定した在職や退職、年金の繰り上げや繰り下げの条件を基に試算した年金見込額を表示。
- 保険料納付済額を表示。
- 既に亡くなった方の年金記録の検索(国民年金)(※)。
 - ※ 国民年金特殊台帳とコンピュータ記録との突合わせの結果、一致しない部分があり、かつ、記録の持ち主が死亡していることが判明した記録について 未支給年金の請求も考えられることから、ご遺族の方が検索できるようにする。

平成24年度以降、「ねんきん定期便」等のインターネットでのお知らせを検討。

2. 「ねんきんネット」のイメージ

日本年金機構 自宅 インターネット 年金個人情報提供サービス 現 年金記録照会 行 インターネットによるID申込み (年金制度の加入記録・国民年金の保険料納付状況・厚生年 郵送による送付 金の標準報酬月額) 利用可能まで2週間程度要する 自宅 日本年金機構 ねんきんネット インターネット 年金記録照会 アクセスキー※(定期便等に同封) (年金制度の加入記録・国民年金の保険料納付状 況・厚生年金の標準報酬月額) ✓ユーザーID/パスワードは即時発行 平成23年 改 2月末 現行と同様の申込み(インターネット・郵送) 年金見込額試算 善 (ねんきん定期便を送付した時点における被保険者 ✓ユーザーID/パスワードは5日程度で発行 記録を基に、将来受け取る年金見込額を表示) 後 既存の 年金事務所/市区町村/郵便局 専用回線 保険料納付済額表示 年金見込額試算 平成23年 (本人が指定した在職や退職、年金の繰り上げや繰 り下げの条件を基に年金見込額を表示) 基礎年金番号または照会番号 使用 既に亡くなった方の年金記録の検索 ✓対面による個人認証⇒即時の記録確認 (国民年金)

※ アクセスキーとは、平成23年度の「ねんきん定期便」に記載される予定の17桁の番号で、日本年金機構ホームページから「ねんきんネット」サービスを利用 する際にユーザーID/パスワードを即時に取得するために必要な番号。

3. 「ねんきんネット」のセキュリティ対策

1. 基本的な考え方

情報リテラシーが様々な国民の方に、これまで以上に幅広くご利用いただくため、 従来の「年金個人情報提供サービス」以上のセキュリティ対策を講じる。

2. 具体的な対応

想定されるリスク	対応
別人によるなりすまし・IDの 不正取得	 「アクセスキー」と「基礎年金番号」を同時に送付しないことで、「ねんきん定期便」の情報だけでは、IDパスワードの即時発行ができない仕組みとする。 利用者向けに、ウイルスやフィッシングのリスクについて注意喚起を行う。
窓口におけるセキュリティ確保	窓口の事務従事者に対し専用のIDパスワードを付与し、アクセスログにより照会事績を管理。許可された拠点(年金事務所・市区町村・郵便局等)以外からのアクセスを遮断
万一の障害時への対応	「ねんきんネット」サーバーに対するセキュリティ診断を実施。 業務継続計画(BCP)を策定し、事業開始前の訓練を実施するとともに、24時間の運用監視体制の下、異常検知時に迅速に対応。

4. 「ねんきんネット」の画面イメージ

- <u>(1)ログイン後トップページ</u>
 - 〇ログイン後のトップページから年金記録照会に遷移する。



年金記録照会では、主に次のような情報を確認できる。

- ①各月の年金記録の情報
- ②加入期間の情報
- ③これまでの加入実績に応じた年金額試算の情報(50歳未満)
- ④老齢年金の見込額の情報(50歳以上)

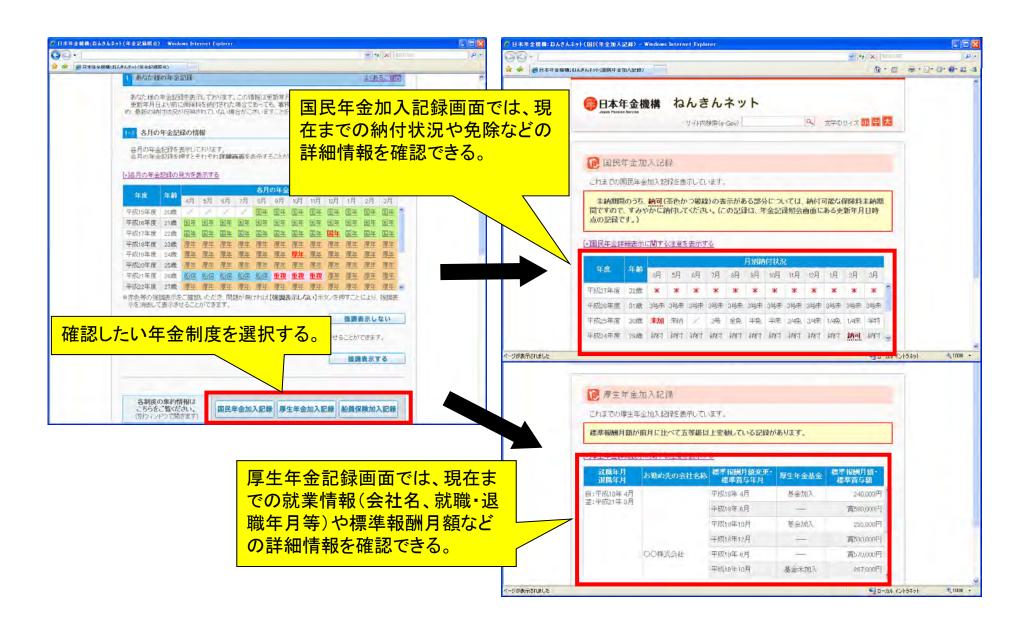
(2)各月の年金記録情報

- ①年金加入開始から現在までの年金加入記録について、月単位の加入制度 を確認できる。
- ②年金記録の確認において、特にご注意いただきたい部分(国年未納、国年期間と厚年期間の重複、標準報酬月額の著しい変動月など)を、朱書きで表示する。



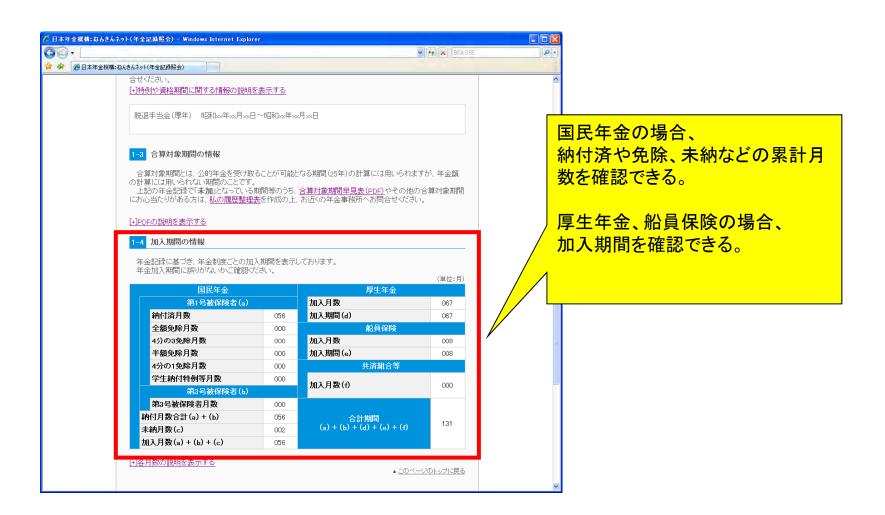
(3)年金制度毎の加入記録照会

〇各月の年金記録情報画面から、年金制度毎の詳細情報を確認できる。



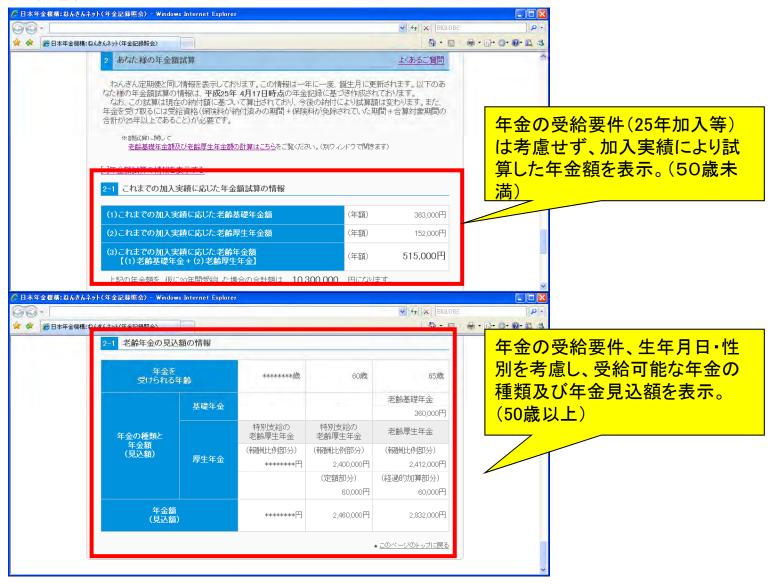
(4)加入期間の情報

〇年金制度毎の加入期間を確認できる。



(5)年金額試算の情報又は老齢年金の見込額の情報

- ①50歳未満の方に対しては、これまでの加入実績により試算した老齢年金額を表示する。
- ②50歳以上の方に対しては、直近の年金加入状態を60歳まで延長し、老齢年金の見込額を表示する。

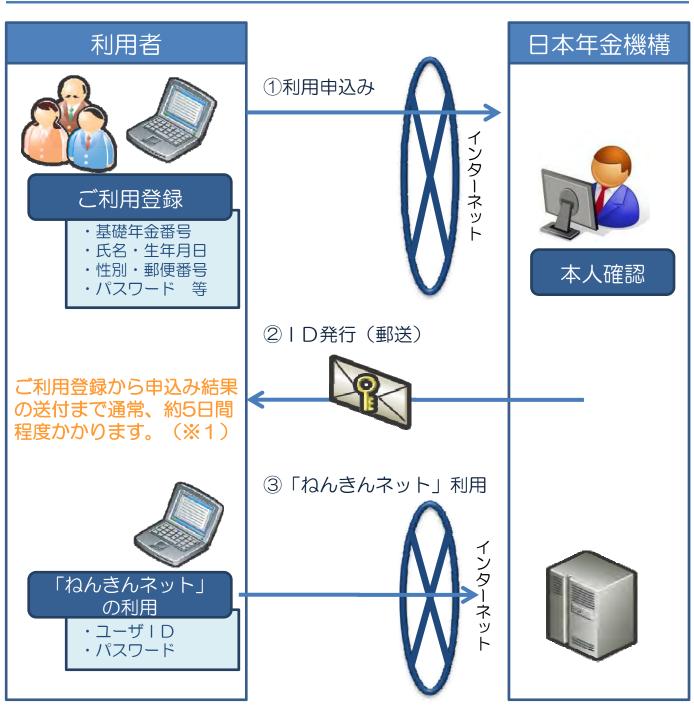


(別紙2)

(1)ご利用登録(アクセスキーをお持ちでない方)

アクセスキーをお持ちでない方の「ねんきんネット」のご利用登録の流れについてご案内いたします。

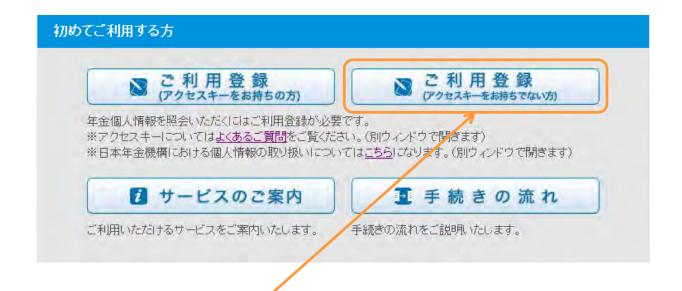
1. ユーザ I Dとパスワードの発行までの流れ



※1 申込みが集中した場合、ユーザ I Dの発行に期間を要することがあります。受付後、順次発行いたしますので、あらかじめご理解いただきますようお願いします。なお、通常申込みから発行までの期間は約5日間程度必要になります。

ご利用申込みの結果が届くまでは、再度の申込みはご遠慮いただきますようお願いします。





初めてご利用になる方(アクセスキーをお持ちでない方) は、クリックして、ご利用の申込みをしてください。

3. 基礎年金番号について

「基礎年金番号」については、年金手帳や基礎年金番号通知書、もしくは以前にお送りした、 ねんきん定期便やねんきん特別便でご確認ください。

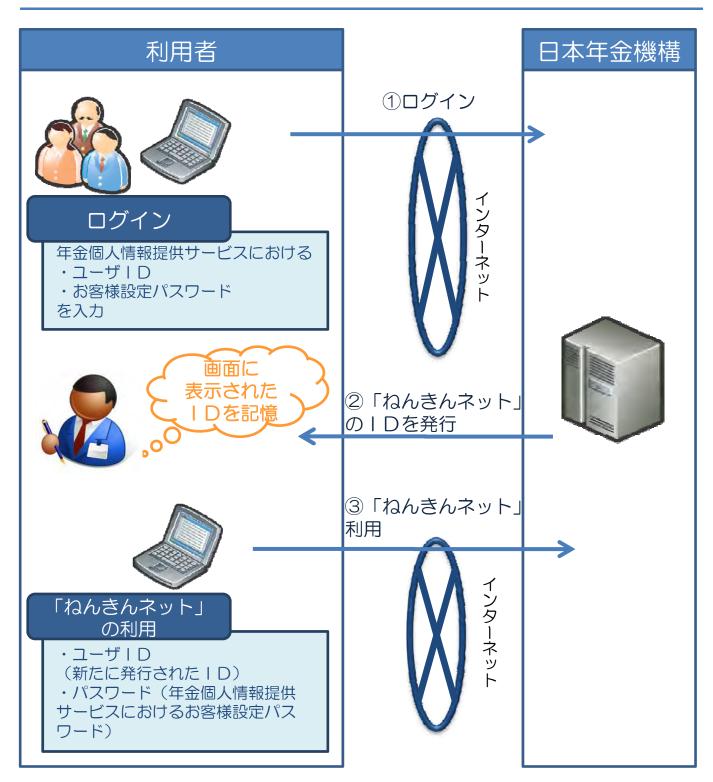
なお、基礎年金番号がわからない場合、年金事務所でお手続きが必要になりますので、詳しく は年金事務所へお問い合わせください。

また、厚生年金や船員保険に加入の方は、お勤め先にご確認ください。

(2) 平成23年2月まで年金個人情報提供サービスをご利用の方へ

平成23年3月より年金個人情報提供サービスは、「ねんきんネット」に統合されます。 年金個人情報提供サービスをご利用いただいた方は、以下の手続きで引き続き、「ねんきんネット」をご利用いただけます。

1. 平成23年2月13日までに年金個人情報提供サービスのご利用の申込みをされている方



初回ログイン時は、年金個人情報提供サービスのユーザ | Dおよびお客様設定パスワードでログインが可能です。その際に、「ねんきんネット」のユーザ | Dが発行されますので、次回より「ねんきんネット」のユーザ | Dおよび年金個人情報提供サービスのお客様設定パスワード(※1)にて「ねんきんネット」のご利用が可能となります。

■【初回ログイン時】

📞 ログイン(入力)

○「年金個人情報提供サービス」のログイン画面のイメージ

ユーザID・パスワードを入力後[ログイン]ボタンを 	叩て下さい。
ユ ーザIDを入力して下さい。 (半角英数字で入力して下さい)	
バスワードを入力して下さい。 (半角英数記号で入力してください。英字を入力される際には、大文字、小文字の入力にご注意ください)	
お客様設定バスワードを入力して下さい。 (半角英数字で入力してください。英字を入力される際には、大文字、小文字の入力にご注意ください)	
※ ユーザID・パスワードの新規申請をしていない方は、※ ユーザID・パスワードを忘れてしまった方はこちらを。	
年金個人情報提供サービス(トップページ)に戻る	ログイン
※ <u>ログインできない方はこちら</u> をご覧下さい。(別ウィン)	"ウで開きます)

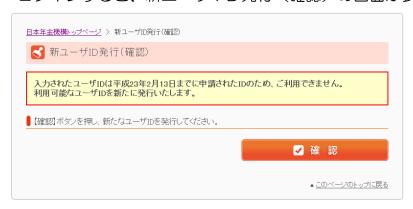
〇「ねんきんネット」のログイン画面のイメージ



年金個人情報提供サービスの ログイン時に入力していた お客様設定パスワードを入力

年金個人情報提供サービス でご利用いただいていた ユーザ I Dを入力

ログインすると、新ユーザID発行(確認)の画面が表示されます。

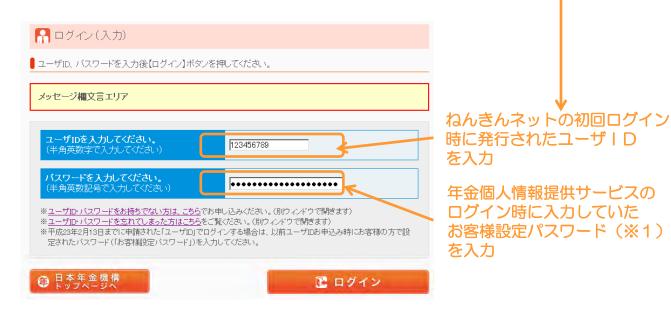


確認ボタンを押すと、新ユーザIDが発行されます。



ねんきんネットの初回ログイン 時に発行されたユーザ I D

■【2回目以降のログイン時】

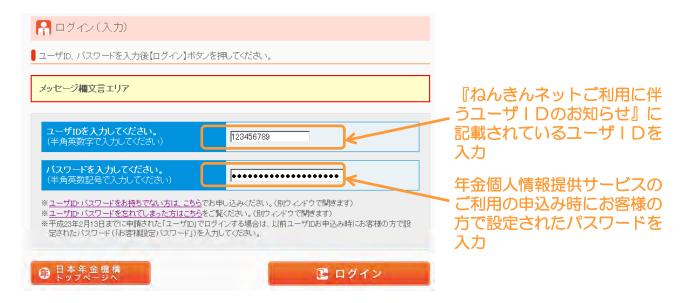


※1 初回ログイン以降にパスワードを変更された場合には、お客様の方で変更されたパスワードをご入力ください。

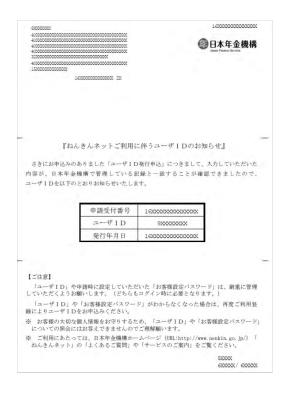
□□ 2. 平成23年2月14日から2月24日までに年金個人情報提供サービスのご利用の申込み をされている方

郵送された「ねんきんネットご利用に伴うユーザーDのお知らせ」に記載されているID と年金個人情報提供サービスのご利用の申込み時にお客様の方で設定されたパスワードにて そのままご利用が可能です。

○「ねんきんネット」のログイン画面のイメージ



○「ねんきんネットご利用に伴うユーザーDのお知らせ」のイメージ



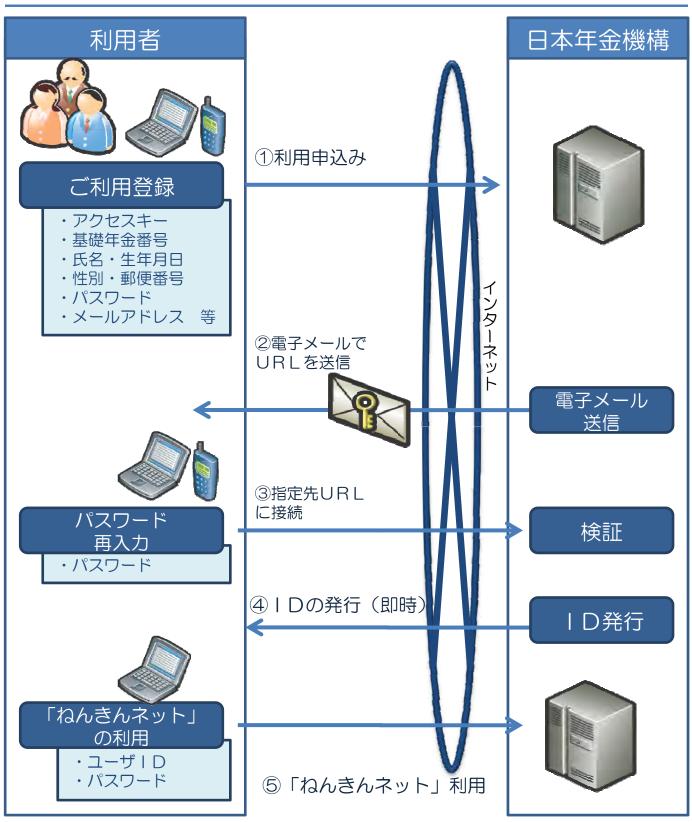
〇お客様設定パスワードの設定画面(年金個人情報提供サービスのご利用の申込み時)

6. お客様設定パス! カレて下さい)	フートを設定して下さい。(8~10桁)※必須(半角英数字混在で入
のため必要となります。 ただくことになりますので お客様設定パスワード記	は別途郵送されるユーザIDおよびパスワードと共に、サービスご利用時の本人確認 (なお、お客様設定パスワードをお忘れになった場合は再度利用申込みを行ってい でご注意下さい。) 设定にあたっては、最低8桁の入力が必要となります。 ます。お間違いの無いようにお願いします。)
お客様設定バス ワード	
お客様設定バス ワード (再入力)	

(3)ご利用登録(アクセスキーをお持ちの方)

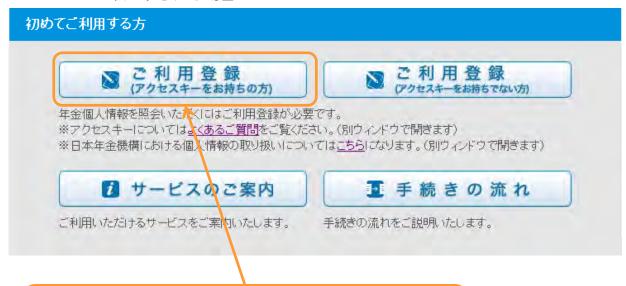
アクセスキーをお持ちの方の「ねんきんネット」のご利用登録の流れについてご案内いたします。 アクセスキーをお持ちの場合、即時でユーザ I Dとパスワードが発行されます。

1. ユーザ I Dとパスワードの発行までの流れ



🔐 2. 申込み方法

■パソコンから申込みされる場合



初めてご利用になる方(アクセスキーをお持ちの方)は、 クリックして、ご利用の申込みをしてください。

■携帯電話から申込みされる場合



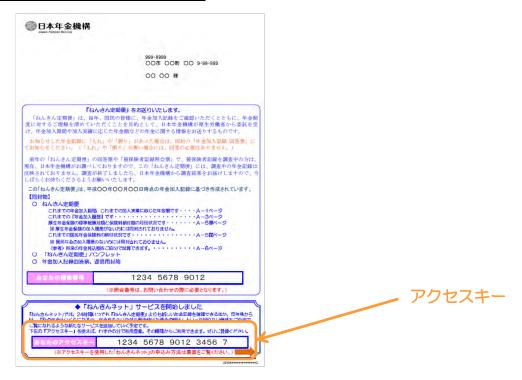
※ご利用登録は、携帯電話からもできますが、現在、携帯電話でのねんきんネットのご利用はできません。

3. アクセスキーについて

ご利用登録の際に、アクセスキーの入力を求められます。

アクセスキーは、平成23年度送付の「ねんきん定期便」または年金受給者向け「ねんきんネットのおしらせ」に記載されています。

○「ねんきん定期便」のイメージ



4. 基礎年金番号について

「基礎年金番号」については、年金手帳や基礎年金番号通知書、もしくは以前にお送りした、 ねんきん定期便やねんきん特別便でご確認ください。

なお、基礎年金番号がわからない場合、年金事務所でお手続きが必要になりますので、詳しく は年金事務所へお問い合わせください。

また、厚生年金や船員保険に加入の方は、お勤め先にご確認ください。



- ご自身の年金加入記録が一覧で確認できるほか、加入制度ごとの詳細な記録や年金見込額を確認することができます。
- 〇 記録に「漏れ」や「誤り」がある場合(共済加入記録を除く)は、お近くの年金事務所にお越しいただくか、「ねんきんダイヤル」に お問い合わせください。
- ※ この年金記録は「更新年月日」欄に記載されている日時点の記録になります。
- ※ 年金加入記録が非常に多い場合、本サービスでは全ての記録を表示することができない場合があります。 その場合、備考欄にその旨表示されますので、その際はお手数をおかけしますが、お近くの年金事務所でご確認ください。

ご 不 明 な 点 が ご ざ い ま し た ら 、 お近くの年金事務所もしくは 「ねんきんダイヤル」へ お 問 い 合 わ せ く だ さ い 。

ねんきんダイヤル 0570-05-1165

(IP電話・PHSからは<u>03</u>-6700-1165)

月~金曜日:午前8:30~午後5:15 第2土曜日:午前9:30~午後4:00

※祝日、12月29日~1月3日はご利用いただけません。



1 各月の年金記録

※以下の画面はイメージです。

各月の年金記録

左旋	左数	名月の年金記録の情報 年齢										報					
年度	平野	4月	5 月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
昭和47年度	20歳	/	/	/	/	/	/	国年	国年	国年	<u>国年</u>	国年	国年				
昭和48年度	21歳	国年	<u>国年</u>	国年	<u>国年</u>	<u>国年</u>	<u>国年</u>	国年	国年	<u>国年</u>	国年	<u>国年</u>	国年				
昭和49年度	22歳	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*				
昭和50年度	23歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年				
昭和51年度	24歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	船保	船保	船保	船保	船保	船保	船保				
昭和52年度	25歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	<u>重複</u>	<u>重複</u>				
昭和53年度	26歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	<u>未加</u>	未加	未加	未加				
						:											
平成21年度	57歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年				
平成22年度	58歳	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	厚年	<u>厚年</u>	厚年	国年	国年	国年	国年				
平成23年度	59歳	国年	国年	国年	<u>国年</u>	<u>国年</u>											

※共済組合員等記録に関する加入履歴は反映されておりません。現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により、記録の確認を行っているところです。確認作業が終了するまでの間は、 各月の年金記録には、共済組合員等記録を表示しないこととさせていただいております。

黒色の文字表示について

表示	説明
国年	国民年金に加入していた月の表示です。
厚年	厚生年金に加入していた月の表示です。
船保	船員保険に加入していた月の表示です。 ※ 船員保険は昭和61年4月に職務外年金部門が厚生年金に統合され たことから、昭和61年4月以降は、厚生年金への加入となっています。
/	20歳未満または60歳以上の期間で、どの年金制度(厚生年金・ 船員保険)にも加入していない月の表示です。
(空白)	この年金記録の更新年月日より後の月は空白となります。 (更新年月日前に保険料が前納されている月は表示されます。)

色付きの文字表示について

表示	説 明
<u>未加</u> (赤色)	国民年金、厚生年金等に加入していなかった月の表示です。 (共済組合等に加入している場合も、「 <mark>未加</mark> 」と表示されます。)
国年 (赤色)	国民年金の保険料が未納や免除になっている月の表示です。
国年 (茶色)	国民年金の保険料が未納や免除になっている月のうち、 この年金記録のデータ更新日時点では、まだ納付できる月の 表示です。
<u>厚年</u> (赤色)	厚生年金に加入していた月のうち、同一事業所内(取得年月日から喪失年月日の間)での標準報酬月額が前月と 比較して5等級以上差が生じている月の表示です。
<u>重複</u> (赤色)	複数の年金制度(共済組合等除く)に加入していた月の表示です。記録の補正が必要となる場合がありますので、 お近くの年金事務所にご相談ください。
<u>*</u> (赤色)	記録を紙の台帳からコンピュータによる管理に切り替える際、各月の納付状況の内訳を収録できなかった年度の表示です。「加入期間の情報」の画面では、この年度の納付月数等も含めて計算されております。この年度の各月の納付状況等の確認は、お近くの年金事務所でご相談ください。



2 加入制度ごとの記録(国民年金)

〈免除記録以外の表示について〉

※以下の画面はイメージです。

国民年金の年金記録

te de	- t^						月別納	付状況					
年度	年齢	4月	5 月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昭和47年度	20歳	/	/	/	/	/	/	納付	納付	納付	<u>未納</u>	納付	納付
昭和48年度	21歳	<u>未替</u>	<u>未替</u>	<u>未替</u>	<u>未替</u>	<u>未替</u>	<u>未替</u>	<u>未替</u>	<u>未替</u>	<u>未替</u>	<u>未替</u>	<u>未替</u>	<u>未替</u>
昭和49年度	22歳	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
昭和50年度	23歳	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
昭和51年度	24歳	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
昭和52年度	25歳	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	<u>重複</u>	<u>重複</u>
昭和53年度	26歳	/	/	/	/	/	/	/	/	<u>未加</u>	<u>未加</u>	<u>未加</u>	<u>未加</u>
平成21年度	57歳	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成22年度	58歳	/	/	/	/	/	/	/	/	3号	3号	3号	3号
平成23年度	59歳	納付	納付	納付	<u>納可</u>	<u>納可</u>							

黒色の文字表示について

表示	説 明
納付	国民年金保険料を納めている月の表示です。国民年金保険料の納付について一部若しくは全部が免除となった場合で、その後免除された保険料を追納した場合についても「納付」と表示されます。
3号	第3号被保険者(厚生年金や共済組合等に加入している方に扶養されている方)である月の表示です。
/	20歳未満または60歳以上の期間若しくは他制度(厚生年金・船員保険)に加入した月の表示です。

色付きの文字表示について

表示	説明
<u>未納</u> (赤色)	国民年金保険料を納めていない月の表示です。納付期限(※) から既に2年が経過しているため、時効により納めることができ ない月が、赤色で「 <mark>未納</mark> 」と表示されます。
<u>納可</u> (茶色)	国民年金保険料を納めていない月の表示です。この年金記録のデータ更新日時点では、まだ納めることができる月が、 茶色で「 <mark>納可</mark> 」と表示されます。
<u>未加</u> (赤色)	国民年金、厚生年金等に加入していなかった月の表示です。 (共済組合等に加入している場合も、「 <mark>未加</mark> 」と表示されます。)
<u>重複</u> (赤色)	複数の年金制度(共済組合等は除く)に加入していた月の表示です。記録の補正が必要な場合がありますので、お近くの年金 事務所にご相談ください。
<u>3号未</u> (赤色)	第3号被保険者期間のうち、その届出が遅れたこと等により、保 険料納付済期間として取り扱われない月の表示です。
<u>*</u> (赤色)	記録を紙の台帳からコンピュータによる管理に切り替える際、 各月納付状況の内訳を収録できなかった年度の表示です。 「加入期間の情報」では、この年度の納付月数等も含めて計算 されております。この年度の各月の納付状況等の確認は、お近 くの年金事務所にご相談ください。
<u>未替</u> (赤色)	記録を紙の台帳からコンピュータによる管理に切り替える際、 収録できなかった年度がある場合に表示します。この記録につ いては、補正が必要となりますので、お近くの年金事務所にご 相談ください。

※ 毎月の保険料は、原則として翌月末日が納付期限です。納付期限が過ぎた保険料は、期限から2年以内は納めることができますが、2年を経過すると時効により保険料は納付できなくなります。



3 加入制度ごとの記録(国民年金) 〈免除記録の表示について〉

※以下の画面はイメージです。

	- +0	月別納付状況											
年度	年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
昭和60年度	57歳	<u>全免</u>	<u>全免</u>	<u>全免</u>	<u>全免</u>	/	/	/	/	/	/	/	/
平成20年度	35歳	/	<u>全免</u>	<u>全免</u>	<u>半免</u>	<u>半未</u>	/	/	/	/	/	/	/
平成21年度	36歳	/	/	/	/	/	/	/	/	<u>1/4免</u>	<u>1/4免</u>	<u>1/4未</u>	<u>1/4未</u>
平成20年度	35歳	<u>半免</u>	<u>半免</u>	<u>半未</u>	/	/	/	/	/	<u>3/4免</u>	<u>3/4免</u>	<u>3/4未</u>	<u>3/4未</u>
平成21年度	36歳	/	/	/	<u>1/4免</u>	<u>1/4免</u>	<u>1/4未</u>	/	/	/	/	/	/

以下は、国民年金保険料が未納として取り扱われる月の表示です。

画面の表示	保険料の納付が 免除される割合	保険料の納付が 必要な割合	今後の納付 の可否(※1)			
<u>1/4未</u> (赤色)(※2)	1/4	3/4	納付不可			
<u>1/4未(茶色)(※2)</u>	1/4	3/4	納付可能			
<u>半未</u> (赤色)(※2)	1/2	1/2	納付不可			
<u>半未</u> (茶色)(※2)	1/2	1/2	納付可能			
<u>3/4未</u> (赤色)(※2)	3/4	1/4	納付不可			
<u>3/4未</u> (茶色)(※2)	3/4	1/4	納付可能			

- ※1 毎月の保険料は、原則として翌月末日が納付期限です。納付期限が過ぎた保険料は、期限から 2年以内は納めることができますが、2年を経過すると時効により保険料は納付できなくなります。
- ※2 「半未」・「3/4未」・「1/4未」とは、免除されていない残りの保険料が納付されていない場合です。 未納として取り扱われる月であるため、将来お受けになる年金額には反映されない月となります。

年度							月別納	付状況					
	年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成18年度	21歳	納付	納付	納付	納付	納付	納付	納付	<u>学特</u>	<u>学特</u>	<u>学特</u>	<u>学特</u>	<u>学特</u>
平成20年度	35歳	<u>1/4免</u>	<u>1/4免</u>	<u>1/4未</u>	/	/	/	/	/	<u>3/4免</u>	<u>3/4免</u>	<u>3/4未</u>	<u>3/4未</u>

以下は、国民年金保険料の納付が免除された月の表示です。

	保険料の 納付が	保険料の 納付が	年金額への反映受給(※3) (保険料を納付した場合との比較)		今後の追納の
画面の表示	免除される 必	必要な 割合	平成21年3月 以前の月	平成21年4月 以降の月(※3)	可否(※4)
全免 (赤色)	1/1	0	4 /0	1/0	追納不可
全免 (茶色)	1/1	0	1/3	1/2	追納可能
<u>1/4免</u> (赤色)(※5)	1/4	3/4	F./C	7/0	追納不可
<u>1/4免</u> (茶色) (※5)	1/4	3/4	5/6	7/8	追納可能
<u>半免</u> (赤色) (※5)	1/2	1/2	0/0	0/4	追納不可
<u>半免</u> (茶色) (※5)	1/2	1/2	2/3	3/4	追納可能
<u>3/4免</u> (赤色) (※5)	3/4	1/4	4/0	F/0	追納不可
<u>3/4免</u> (茶色) (※5)	3/4	1/4	1/2	5/8	追納可能
<u>学特</u> (赤色) (※6)	1/1	0	0	0	追納不可
学特 (茶色)(※6)	1/1	0	0	U	追納可能

- ※3 法律改正等により変わる場合があります。
- ※4 免除された保険料は追納することにより、将来お受けになる年金を増やすことができます。 追納可能期間は10年間です。
- ※5 「半免」・「3/4免」・「1/4免」とは、免除されていない残りの保険料が納付されている場合です。
- ※6「学特」とは、学生や30歳未満の方が保険料の納付猶予を受けた月です。



4 加入制度ごとの記録(厚生年金・船員保険)



船員保険	1	2 (<u>4</u>
乗船年月 下船年月	お勤め先の船舶所有者名称	標準報酬月額変更· 標準賞与年月	標準報酬月額。 標準賞与額
自:昭和51年 9月		昭和51年 9月	118,000円
至:昭和52年 4月	〇〇水産	昭和51年10月	118,000円

①お勤め先の会社名称(船舶所有者名称)について

勤務した会社(事業所)名・船舶所有者名を表示します。会社名が国のコンピュータに登録されていない場合には、「厚生年金保険」もしくは「船員保険」と表示されます。

②標準報酬月額変更・標準賞与年月

厚生年金・船員保険に加入した月の標準報酬月額とその後標準報酬月額に変更があった場合、または賞与の支払いがあった場合にその年月を表示します。

③厚生年金基金

厚生年金基金に加入している月の場合、「基金加入」と表示されます。

4-1 標準報酬月額

標準報酬月額を表示します。標準報酬月額とは、納めていただく保険料の額や、受け取る年金の額を決定するときにその計算の基とするため、給与などの平均を区切りのよい一定の幅で区分した金額に当てはめたものです。

4-2 標準賞与額

賞与の支払いがあった場合に、「賞00,000円」と表示されます。

- ※ 平成15年4月から、賞与からも(厚生年金保険の毎月の保険料と 同率の)保険料をお支払いいただき、年金額に計算することになっており ます。保険料の計算の基礎となる標準賞与額は、実際に支払われた賞与 額の千円未満の端数を切り捨てた額です。
- ※ 平成7年4月から平成15年3月までの間は、賞与等から「特別保険料」をご負担いただいておりましたが、これは、年金財政にも考慮し、負担の公平性の観点からとられた措置で、特別保険料は年金額計算の基礎とはならない(標準賞与にはならない)ため、賞与の額は記載しておりません。



5 加入期間の情報

※以下の画面はイメージです。 加入期間の情報 国民年金 厚生年金 第1号被保険者(a) 加入月数 納付済月数 加入期間(c) 船員保険 全額免除月數 加入月数 4分の3免除月数 加入期間(d) 半額免除月數 共済組合等 4分の1免除月数 学生納付特例等月数 加入月数(e) 第3号被保険者(b) 第3号被保険者月数 納付月数合計(a)+(b) 合計期間 (a) + (b) + (c) + (d) + (e)未納月敖 加入月數

厚生年金・船員保険について

表示	説 明
加入月数	厚生年金または船員保険に加入した月を表します。
加入期間	基本的には加入月数と同じですが、坑内員(厚生年金保険)・船員(船員保険)であった方については、特例による計算の結果、加入期間が実際の加入月数より長くなっている場合があります。

共済組合等について

表示	説明
加入月数	共済組合等から情報提供されている加入月数を表示しています。 (共済加入記録の確認が終了していないため、加入 月数が正しく表示されない場合があります。)

国民年金について

表示	説明
納付済月数	「加入制度ごとの記録(国民年金)」において「納付」と表示されている月数の合計です。 ※ 更新日以後の月について保険料を前納された場合、その月数も含みます。
全額免除月数	「加入制度ごとの記録(国民年金)」において「 <mark>全免</mark> 」(赤色) もしくは「 <u>全免</u> 」(茶色)と表示されている月数の合計です。
4分の3免除月数	「加入制度ごとの記録(国民年金)」において「 <u>3/4免</u> 」(赤色) もしくは「 <u>3/4免</u> 」(茶色)と表示されている月数の合計です。
半額免除月数	「加入制度ごとの記録(国民年金)」において「 <mark>半免</mark> 」(赤色) もしくは「 <mark>半免</mark> 」(茶色)と表示されている月数の合計です。
4分の1免除月数	「加入制度ごとの記録(国民年金)」において「 <u>1/4免</u> 」(赤色) もしくは「 <u>1/4免</u> 」(茶色)と表示されている月数の合計です。
学生納付特例等 月数	「加入制度ごとの記録(国民年金)」において「 <mark>学特</mark> 」(赤色) もしくは「 <u>学特</u> 」(茶色)と表示されている月数の合計です。
第3号被保険者 月数	「加入制度ごとの記録(国民年金)」において「3号」 と表示されている月数の合計です。
未納月数	「加入制度ごとの記録(国民年金)」において次の表示がされている月数の合計です。 「 <u>未納</u> 」(赤色)・「 <u>納可</u> 」(茶色)・「 <u>3/4未</u> 」(赤色)・「 <u>3/4未</u> 」(茶色)・「 <u>1/4未</u> 」(茶色)・「 <u>1/4未</u> 」(茶色)・「 <u>1/4未</u> 」(茶色)・「 <u>1/4未</u> 」
加入月数	国民年金に加入している月数です。(未納期間も 含みます。)



6 年金額試算の情報

※以下の画面はイメージです。

(50歳以上の方)



(50歳未満の方)

あなた様の年金額試算 以下の年金額試算の情報は、平成26年8月17日時点の年金記録に基づき作成されております。 これまでの加入実績に応じた年金額試算の情報 (1) これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額 (年額) 363,000円 (2) これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額 (年額) 152,000円 (3) これまでの加入実績に応じた老齢年金額 (年額) 515,000円 上記の年金額を、仮に20年間受給した場合の合計額は 10,300,000 円になります。

・年金額試算の情報について

- 「年金額試算の情報」の記載内容は、「ねんきん定期便」で お知らせした情報を表示しております。「ねんきん定期 便」は一年に一度、誕生月の前々月時点の年金加入記録 に基づき作成されますので、「各月の年金記録」・「加入 制度ごとの記録」・「加入期間の情報」とは作成時点が 異なります。
- 50歳以上の方に対しては、直近の年金加入状態を 60歳まで延長し老齢年金の見込額を算出しております。
- 50歳未満の方に対しては、これまでの加入実績に より試算した老齢年金額を算出しています。
- ※ 実際に老齢年金を受給する為には、原則として25年 (300月)以上の年金加入期間(保険料納付済期間等)が 必要です。
- ※ この試算は「ねんきん定期便」作成時の加入実績に 基づいて算出されており、今後の納付により試算額 は変わります。

・年金額試算の情報が出力されていない方

50歳以上の方は、国民年金、厚生年金及び船員保険の年金加入期間(保険料納付済期間)が25年以上ある場合に出力されます。合算対象期間(いわゆるカラ期間)や共済組合等の加入期間を算入しなければ25年に満たない場合は、出力されません。また、被保険者記録に不備がある場合なども出力されませんので、年金額試算をご希望の方は年金事務所にお越しいただきますよう、お願いします。



よくある質問

<問>

昭和50年6月に結婚しました。サラリーマンの妻だった期間は、 国民年金に加入しているはずなのに、昭和61年4月からしか国民年金 の加入記録がありません。どうしてですか。

<回答>

国民年金第3号の制度は昭和61年4月から始まりました。

昭和61年3月までは、厚生年金保険加入者の配偶者となっている場合には、国民年金への強制加入義務はなく、任意加入とされていました。 (任意加入をしていなくても、「カラ期間」として年金の受給資格期間に含めることができます。)

<問>

昭和35年10月から昭和36年3月までの期間が「未加入」となっています。どうしてですか。

<回答>

国民年金保険料の納付は昭和36年4月から始まりました。

昭和35年10月から昭和36年3月までは、国民年金法の準備期間となり、保険料は昭和36年4月から納付いただいております。このため、昭和36年3月以前の期間につきましては、「未加」と表示しています。

<問>

厚生年金基金に加入していましたが、厚生年金加入記録に基金加入期間が記載されていません。どうしてですか。

<回答>

厚生年金基金が国に代わって行う給付の事務を国に返上されました。

厚生年金基金が代行返上(厚生年金基金が国に代わって行う給付の事務を国に返上)した場合で、その事務処理が完了している場合は表示されません。

<問>

最近、国民年金の加入手続きを行いましたが、年金記録に表示されていません。どうしてですか。

<回答>

「ねんきんネット」でお知らせする年金記録は、更新年月日の前日までに処理されている情報を基に表示されます。

最新の記録を確認されたい場合には、年金事務所でご確認ください。

<問>

「年金記録の備考情報」に「脱退手当金」の表示があるのですが、これは何ですか。

<回答>

「脱退手当金」の表示があった場合は、過去に「脱退手当金」の支給を受けており、その支給のもとになった期間を表します。

「脱退手当金」を受けた期間は、年金額の計算には含まれません。

※ 脱退手当金とは昭和61年3月以前の厚生年金保険法では、昭和16年4月1日以前に生まれた方で、60歳以降に年金を受けることができない方や、昭和53年5月以前に会社を退職した女性が受けることができた一時金です。

<問>

記載されている記録と、自分が記憶している勤務期間等が相違しているが、どうしたらいいですか。

<回答>

記録の確認を行いますので、お近くの年金事務所にお越しいただくか、 「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください。

なお、共済組合等の加入記録については、記録の確認中のため、確認 が終了するまでお持ちください。

「ねんきんネット」取扱市区町村一覧(平成 23 年 2 月及び 3 月 1 日実施)

都道府県別	市区町	取扱市区町村
HFX2/13/1//33	村数	
		士別市、上川郡東川町、上川郡和寒町、上川郡下川町、虻田郡ニセコ町、
		積丹郡積丹町、河東郡音更町、河東郡士幌町、中川郡豊頃町、
北海道	20	中川郡本別町、足寄郡足寄町、十勝郡浦幌町、滝川市、勇払郡厚真町、
		勇払郡むかわ町、浦河郡浦河町、虻田郡豊浦町、
		苫前郡苫前町、利尻郡利尻町、利尻郡利尻富士町
青森県 2	2	東津軽郡今別町、弘前市
岩手県 :	3	大船渡市、西磐井郡平泉町、九戸郡野田村
宮城県	3	石巻市、伊具郡丸森町、黒川郡富谷町
山形県	9	新庄市、尾花沢市、最上郡金山町、最上郡舟形町、最上郡大蔵村、
шлж .	J	東田川郡庄内町、飽海郡遊佐町、東置賜郡川西町、西置賜郡飯豊町
福島県	5	大沼郡金山町、相馬郡飯舘村、双葉郡楢葉町、双葉郡浪江町、
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	5	南会津郡下郷町(※)
茨城県	6	常総市、鹿嶋市、神栖市、行方市、鉾田市、小美玉市
栃木県 4	4	宇都宮市、鹿沼市、真岡市、芳賀郡茂木町
群馬県	5	渋川市、利根郡川場村、高崎市、甘楽郡甘楽町、前橋市
埼玉県 3	3	北足立郡伊奈町、春日部市、志木市
新潟県	1	村上市
		駒ケ根市、上伊那郡箕輪町、上伊那郡宮田村、諏訪郡下諏訪町、小諸市、
長野県	11	北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町、北佐久郡立科町、上水内郡小川村、
		木曽郡上松町、木曽郡木曽町
東京都	3	中央区、八丈島八丈町、葛飾区
神奈川県	1	三浦郡葉山町
静岡県	5	伊東市、下田市、賀茂郡南伊豆町、賀茂郡松崎町、賀茂郡西伊豆町
社 点 归		安八郡神戸町、安八郡輪之内町、安八郡安八町、飛騨市、瑞浪市、
岐阜県 (6	加茂郡東白川村
石川県 3	3	羽咋市、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町
大阪府 :	3	富田林市、大阪狭山市、柏原市
兵庫県	1	加東市
奈良県 2	2	生駒郡平群町、北葛城郡広陵町
和歌山県	2	東牟婁郡古座川町、伊都郡九度山町
滋賀県	2	蒲生郡竜王町、長浜市
	5	善通寺市、観音寺市、まんのう町、坂出市、綾川町
	2	今治市、伊予郡砥部町

都道府県別	市区町 村数	取扱市区町村
高知県 9	9	土佐郡土佐町、室戸市、安芸市、南国市、香南市、安芸郡東洋町、
DAN	同が不しず	安芸郡田野町、安芸郡北川村、長岡郡本山町
徳島県	4	板野郡松茂町、板野郡上板町、海部郡牟岐町、海部郡海陽町
福岡県	5	築上郡築上町、直方市、田川郡大任町、古賀市、宗像市
長崎県	1	東彼杵郡東彼杵町
熊本県	3	上益城郡益城町、上益城郡山都町、八代市
大分県	4	玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町、豊後高田市、東国東郡姫島村
鹿児島県	7	大島郡瀬戸内町、西之表市、鹿児島郡三島村、鹿児島郡十島村、
庇冗局乐	,	熊毛郡中種子町、熊毛郡屋久島町、南九州市
沖縄県	5	中頭郡西原町、中頭郡北谷町、那覇市、島尻郡南大東村、島尻郡北大東村
合計	145	

[※] 福島県南会津郡下郷町は、3月1日実施。

「ねんきんネット」取扱郵便局一覧(平成 23 年 2 月実施)

都道府県別	局数	取扱郵便局
北海道	10	北斗、北斗北、茂辺地、七重浜、渡島当別、千代田、大野駅前、北斗谷好、
10 世 10	久根別、北斗浜分	
宮城県	宮城県 10	白石、越河、斎川、白石駅前、小原、越河駅前、大鷹沢、北白川、
古城宗	10	白石大平、白石南
埼玉県	9	三郷、三郷彦成、三郷一、三郷高州、三郷戸ヶ崎、みさと団地内、
和上示	J	三郷丹後、三郷天王橋通、三郷さつき
新潟県	5	加茂、七谷、加茂駅前、加茂上条、西加茂
長野県	5	箕輪、東箕輪、木下、白馬、神城
東京都	10	小金井前原三、小金井東町、小金井貫井北、小金井緑町、小金井本町、
木水即	10	小金井貫井南、小金井、小金井前原五、小金井東二、東小金井駅前
		大和南林間六、大和柳橋、南大和、南林間駅前、大和桜ヶ丘、
神奈川県	14	中央林間駅前、鶴間駅前、相模大塚駅前、大和上草柳、大和下鶴間、
		大和中央一、大和つきみ野、大和福田、大和
石川県	15	輪島、門前、剱地、町野、七浦、黒島、三井、南志見、西保、浦上、
ТИТ	10	河原田、輪島昭南町、輪島鳳至、鵠巣、門前道下
		半田土井山、半田亀崎、半田、半田成岩、半田乙川、半田住吉、半田板山、
愛知県	16	半田平地、半田岩滑、半田協和、半田有楽町、半田花園、半田美原、武豊、
		富貴、武豊六貫山
		東大阪荒本、東大阪楠根、東大阪小阪本町、東大阪下小阪、東大阪高井田、
		東大阪長栄寺、東大阪長堂、東大阪長田、東大阪西堤、東大阪小阪北、
		東大阪御厨、東大阪意岐部、東大阪森河内、東大阪稲田、東大阪足代、
		東大阪荒川、布施、東大阪永和、東大阪大蓮、東大阪金岡、東大阪金物町、
		東大阪衣摺、大阪近大前、東大阪三ノ瀬、東大阪渋川、東大阪俊徳五、
大阪府	56	東大阪太平寺、東大阪友井、東大阪長瀬、東大阪吉田駅前、東大阪岩田、
		東大阪玉串元町、東大阪中野、東大阪西鴻池、河内、東大阪花園、
		東大阪菱屋東、東大阪機械団地内、東大阪楠風荘、東大阪吉田、
		東大阪若江北、東大阪若江南、東大阪加納、東大阪吉田本町、東大阪日下、
		東大阪上四条、瓢箪山、東大阪池島、東大阪新町、東大阪末広、枚岡、
		東大阪豊浦、東大阪中石切、東大阪西石切、石切参道、東大阪横小路
	9	加西和泉、在田、加西道山、中野、下里、加西福住、富合、加西北条、
スバーバ		加西
岡山県	10	総社、美袋、新本、豪渓、阿曽、服部、常盤、山手、総社秦、清音
香川県	2	五名、福栄
愛媛県	3	満穂、立川、大瀬
高知県	4	川内、神谷、勝賀瀬、天王ニュータウン

都道府県別	局数	取扱郵便局
徳島県	3	井内、大歩危、出合
鹿児島県	13	鹿児島下荒田四、鹿児島宇宿三、鹿児島荒田一、鹿児島唐湊、 鹿児島真砂本町、鹿児島荒田二、鹿児島南郡元、鹿児島紫原一、 鹿児島紫原五、鹿児島三和、鹿児島下荒田一、鹿児島県庁内、鹿児島鴨池
沖縄県	10	八重山、沖縄、具志川、嘉手納、中城、読谷、名護、那覇中央、南風原、 宮古
合計	204	